

日野連109-143号
2022年10月20日

JABA 各地区連盟 御中
JABA 各加盟地方団体 御中
JABA 各加盟チーム 御中

公益財団法人日本野球連盟
専務理事 谷田部 和彦



ユニフォーム等への宣伝広告に関する取扱要領の改正について（通知）

10月14日開催のJABA第5回臨時理事会において、「ユニフォーム等への宣伝広告に関する取扱要領」（以下「取扱要領」とする。）の改正について、下記のとおり承認されましたので通知いたします。

なお、本改正事項の施行は、2023年1月1日となっています。施行日までは、現行の取扱要領により運用致しますので併せてご確認いただきますようお願いいたします。

また、今回の改正事項は多岐にわたっています。協賛企業等への交渉に際し、不明な点がある場合は、事前に事務局（担当 崎坂または佐藤）まで確認をお願いします。

記

1. 取扱要領の改正

(1) 改正内容

- ①取扱要領の現改比較表 【資料①】参照
- ②改正後の取扱要領 【資料②】参照

(2) 改正の要旨について

- ・加盟チームが各種協賛企業等からの支援を受け易くするため、ユニフォーム等への宣伝広告を貼付可能とする個数や範囲を拡大した。
- ・エルボガード等の保護具について、選手サイドからの要望を受けて、原則として色の規制をなくすこととした。
- ・野球人口が減少している中、野球用具メーカーに配慮する観点から、保護用具等への商標の表示を原則として認めることとした。

(3) 改正に関する考え方

- ①ユニフォームなどに関すること
 - ・ユニフォーム、帽子、ヘルメットなどにチームのオーナー企業だけではなく、協賛企業や団体の宣伝広告も貼付できるようにする。
 - ・選手等の所属企業名などを貼付できる場所を多くする。また、各所属企業のロゴの貼付も認めることとする。その結果、選手によって異なる形や色のロゴがユニフォームなどに貼付されることになるが、容認する。
- ②用具（バット、グラブ、保護用具など）に関すること
 - ・原則として、企業等の宣伝広告の貼付は認めない。
 - ・基本的に商標の表示を認める。（メーカーへの配慮）
 - ・基本的に色の規制をなくす。
 - ・基本的にチーム名、選手名、背番号の表示を認める。
- ③「ロゴ」及び「商標」を次のように定義する
 - ・ロゴ：シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプの総称とする。
 - ・商標：製造業者または販売業者のロゴとする。

2. その他

ユニフォーム等への商標貼付申請の方法については、変更ありません。登録システムの「その他の申請」から貼付するロゴ等の画像を添付して申請してください。

以上